

2023年度の事業計画案

2023年4月1日から2024年3月31日まで

特定非営利活動法人浜松成年後見センター

1 2023年度の事業方針

(1) ライフサポート契約の事業の展開

2020年度より、新規相談事業として「ライフサポート契約」を開始しましたが、更に様々な状況、段階での相談の幅が広がってきました。当センターでは、後見制度利用のサポート、後見人等の受任を事業の中核に据えながらも、その周辺領域にも守備を広げ、ケース毎に、ニーズに対応するきめ細かな支援や相談、具体的な対応を見極め、関係機関と連携協力して、その方、その家族に適した対処ができるようにセンターの体制を強化していきたいと思っております。また、ライフサポート契約の事業を実施する基盤として、支援スキルを持つスタッフを育成、増員していくことも今年度の重点課題だと考えています。

(2) 浜松磐田信用金庫およびはままつ資産承継相談所との連携

成年後見事務やライフサポート契約等の事業については、浜松磐田信用金庫およびはままつ資産承継相談所との業務提携をすすめるため、2022年4月より、浜松市中区元城町にある住友生命浜松元城町ビル4階にあるはままつ資産承継相談所と同じフロアに、当センターの事務所を移転することにしましたが、今後も当センターがこれまで培われてきた地域の権利擁護支援の機能とはままつ資産承継相談所の機能を有機的に結び付け、連携しながら、浜松市民が安心できる財産管理と生活支援を行ってまいります。

(4) 法人後見の管理運営体制の強化

法人の事業も拡大してきましたが、常に実践を振り返りながら、モニタリング、事例検討などの内部研修に力を入れて、丁寧な支援が継続できるようにしていきます。

法人後見として、次世代を担う人材の育成にも力を入れています。次世代リーダーの育成も課題であり、そのための必要な環境を整えていきます。権利擁護支援を担う人たちが、やりがいを感じながら責任を持って、この大切な法人活動を継続できるよう今後も多面的に基盤強化を努めてまいります。

2 2023年度の具体的な事業実施の方針

2023年度の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とします。

- (1) 成年後見の受任件数は、200件程度を見込んでいます。関連する支援も市民の要望に基づいて対応していきます。
- (2) 業務提携機関である浜松いわた信用金庫とはままつ資産承継相談所との連携による成年後見制度ニーズへの対応や、その周辺領域をカバーする『ライフサポート契約』の事業を協働して、地域に広く周知し、利用していただくことにより、老後への漠然とした不安をなくし、安心して生活を継続できるよう努めていきます。
- (3) 実務者の増加に伴い、支援の質を低下させないよう、より向上できるよう努めます。解決が困難なケースや対応の難しい利用者や家族への対応等、チーム支援のメリットを生かして、協議による最善の支援方法を決定していきます。また、進捗状況の組織的な確認や評価、スーパービジョン等も積極的に実施していきたいと思っております。
- (4) 地域に信頼される法人後見を目指し、成年後見制度の普及啓発や現任者のスキルアップを目的としたセミナーや

研修を開催します。

- (5) 成年後見実務担当者養成研修を実施し、担い手の育成に取り組みます。
 - (6) 成年後見制度利用促進事業の一環として、浜松市成年後見制度利用促進連絡会・協議会に参画し、地域における成年後見制度利用促進の活動、地域連携ネットワーク形成に寄与していきます。
 - (7) 地域包括支援センターや相談支援事業所、福祉事業所、医療機関、家庭裁判所、専門職団体と協働して、地域の権利擁護体制整備に必要な活動を推進していきます。
 - (8) コンプライアンスを重視した組織のガバナンスを強化します。
- ① 事務業務の一層の正確化と効率化を図ります。
 - ② 法人後見の一層の組織的効率化、正確化を図ります。

4 会議

- (1) 理事会 年4回程度 4月・10月・12月・3月
- (2) 総会 定期総会 6月
- (3) 運営委員会 随時
- (4) マネジメント会議
- (5) その他

5 法定後見等事業の目標値

- (1) 法定後見 200件
- (2) 任意後見 5件
- (3) 事後事務委任契約 150件
- (4) ライフサポート契約 50件

6 研修

- (1) 実務者養成研修 2024年1月～3月
- (2) 公開講座の開催 2024年2月
- (3) 関係団体への研修参加・講師の派遣

2. 総会・理事会

名称	内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者	事業予算
1.定期総会	総会で決定すべき項目の審議	(A)6月18日 (B)センター (ZOOM,書面評決含)	会員	
2.理事会	法人の重要事項についての審議	(A)年4回程度 必要に応じて (B)センター	理事 監事	

3 事業の実施に関する事項
 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
①成年後見人 等の受任に 関する事業 ② 相談事業	a) 成年後見等の開始申立の相談 と手続きの支援 (親族後見相談、サポート含む)	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 5名	(D)成年後見等 の開始を申 立る人 (E)10名	0
	b) 成年後見人等の受任	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 25名	(D)成年被後見 人等 (E) 185名	56,000
	c) 上記外の高齢者、障害者相談 に対しての対応、専門機関の紹 介等	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 5名	(D)浜松市民 (E) 10名	0
③委任事務契 約に関する 事業	a) 委任事務契約	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 5名	(D)委任事務契 約 (E) 5名	7,700
	b) ライフサポート契約(スポット型・ 包括型)	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 5名	(D)ライフササ ポート契約 (E) 20名継続	7,500
④任意後見契 約に関する 事業	任意後見事務契約 後見事務	(A)随時 (B)浜松市内 (C) 5名	(D)任意務契約 (E) 5名	300
⑤成年後見人 等の養成、 研修、業務 支援事業	a) 成年後見人等の養成	(A)令和5年1月～ 3月 (B)浜松市内 (C)5名	(D)有資格者 (E) 5名	200
	b) 成年後見人等の研修	(A)令和4年10月 (B)浜松市内 (C)15名	(D)成年後見人 等 (E)5名	100
⑥後見制度等 の啓発、相 談、利用支援 事業	a) 成年後見制度等に関する広報 誌の発刊	(A)季刊 (B)浜松市内 (C)2名	(D)一般市民 (E)500名	50
	b) 成年後見制度、日常生活自立 支援事業、成年後見利用促進事業 等についての相談	(A)随時 (B)浜松市内 (C)5名	(D)一般市民 (E)80名	50

⑦成年後見制度等に関連する団体等との交流及び連携事業	a) 浜松市成年後見制度利用促進連絡会・協議会への参画 b) 社協等への相談員、研修講師の派遣	(A) 随時 (B) 浜松市内 (C) 2～3名	(D) 成年後見制度等に関連する (E) 20～30名程度	70 合計 70
⑧年後見制度等に関する情報収集、調査研究事業	実施しない			
⑨その他この法人の目的を達成するために必要な事業	浜松いわた信用金庫からの委託事業(相談・親族後見等の支援)	(A) 随時 (B) 当センター他 (C) 3人	(D) 一般市民信用金庫職員、利用者 (E) 未定数	1,100

3. 会議等

名称	内容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者	
ミーティング	1. 法人の重要事項報告 2. 実務の共有	(A) 毎月第2木曜 (b) センター相談室	実務者	
マネジメント会議	(A) 受任検討会 (B) 新規相談ケースから確定迄の経過報告 (C) 法人内の検討事項報告事項	(A) 毎週金曜日 (12:30～) (B) センター (応接室)	主幹実務者 他	
ライフサポート会議	担当メンバーの情報共有 契約者の経過報告・確認	毎月第2木曜 AM 8:45～	担当者・他	